

福島市市民活動活性化支援事業補助金審査について

第1 審査の種類及びその概要

1 審査の種類

審査は、各対象事業部門ごとに、事前審査及び公開審査の2種類とする。

2 事前審査の概要

事前審査は、申請者より提出された申請書類及び申請内容の確認を行う。

3 公開審査の概要

公開審査は、公開プレゼンテーションを各部門ごとに開催し、適宜申請者より聞き取り等を行い、補助金の申請内容の審査及び評価を行い、補助事業者を選定する。

第2 審査の実施方法

1 委員

- ・審査委員会は、委員6名以内をもって組織する。
- ・委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
 - (1) 学識経験者等
 - (2) 行政職員
 - (3) その他市長が必要と認める者

2 委員長及び副委員長

- ・審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・委員長は、審査委員会を代表し会務を総理する。
- ・副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 審査委員会

- ・審査委員会は委員長が招集し、会議の座長となる。
- ・委員長が必要と認めるときは、会議に関係者等の出席を求め意見等を求めることができる。

4 事前審査

審査会は、申請者より提出された申請書類等に基づき、書類の内容確認等を行い、公開審査を実施する申請者を選定する。

5 公開審査

公開審査は、審査委員会が、ファーストステップ部門、ステップアップ部門、新規事業チャレンジ部門、地域別まちづくり部門の順に実施するものとする。

公開審査においては、事前審査会で審査をおこなった企画書等について、応募者による活動内容の説明を行う。

応募者による活動内容の説明は、以下により行う。

- (1) 説明時間は、1団体あたり5分間以内とする。
- (2) 説明方法は、原則的に口頭によるものとし、補助的な方法については、特に限定しない。
- (3) 説明人数は3名程度とする。
- (4) 説明終了後、審査委員からの質疑応答時間を5分間以内で設ける。

6 評価方法

- (1) 評価は5段階評価とし、審査基準表（別紙）により審査基準の項目毎に採点する。
- (2) 公開審査会終了後、各審査項目の評価点数を合計し、更に審査委員全員の合計点を集計した後、平均値を算出する。
- (3) 審査委員会委員の親族等深い関りのある者からの応募については、当該審査委員は評価することができない。

7 審査の決定

全ての応募者による説明が終了した後、直ちに別室において審査委員会を開催し審査結果を決定する。

6の評価結果に基づき、その平均値の高い順に補助対象活動を決定する。ただし、審査基準の項目中いずれかの平均値が著しく低い場合は、この限りでない。

決定は、予算の範囲内において行う。集計の結果同位となった場合は、審査基準の項目中趣旨の平均値の高い方を優先する。それによっても、決しない場合又は、審査決定に当たり定めのない事項については、審査委員会において協議しこれを決定する。

8 審査結果の公表

審査委員会終了後、委員長より事前審査及び公開審査についての総評と共に、審査基準の項目毎に算出した評価結果並びに審査結果を公表し、これを会場内の見やすい場所に掲示する。

9 市長への審査結果報告

審査結果については、決定後速やかに書面を持って市長へ報告するものとする。

審 査 基 準 表

※ 評価基準

5点	高く評価できる
4点	「高く評価できる」と「普通」の間の評価
3点	普通
2点	「普通」と「評価できない」の間の評価
0点	評価できない

各部門の公開審査の審査基準及び評価基準は、下表のとおりとする。

(1) ファーストステップ部門

審査項目	審査基準	
①趣旨	(1) 不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものか。 (2) 団体の設立や活動準備のための事業か (3) 団体の目的達成のための事業であるか	5点 × 2
②継続性	(1) 団体の組織的な活動ができる体制が整っているか (役割、担い手等) (2) 適正な事業計画及び資金計画が作成されているか	5点
③自立性	(1) 団体の自主的な財源を確保しようとしているか (会費等)。	5点
点数合計(20点満点)		

(2) ステップアップ部門

審査項目	審査基準	
①趣旨	(1) 不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものか。 (2) 団体の運営や自立強化のための事業であるか (3) 団体活動の継続につながる事業であるか (4) 団体活動の普及・啓発事業であるか	5点 × 2
②継続性	(1) 団体の組織的な活動ができる体制が整っているか (役割、担い手等) (2) 適正な事業計画及び資金計画が作成されているか (3) 活動内容を共有する機会を設けているか (総会・会議・報告会等)	5点
③自立性	(1) 団体の自主的な財源を確保しようとしているか (会費等)。 (2) 他の助成金などの資金確保の工夫をしているか	5点
④組織強化	(1) 団体の組織強化への取組が明確になっているか (2) 必要な資源(人・モノ・情報)の確保に向けた方針や、計画が明確であるか	5点
点数合計(25点満点)		

(3) 新規事業チャレンジ部門

審査項目	審査基準	
①趣旨	(1) 不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものか。 (2) 新たな事業の準備、実施に要する事業か	5点 ×2
②継続性	(1) 団体の組織的な活動ができる体制が整っているか (役割、担い手等) (2) 適正な事業計画及び資金計画が作成されているか	5点
③自立性	(1) 団体の自主的な財源を確保しようとしているか (会費等)。 (2) 他の助成金などの資金確保を積極的に行っているか	5点
④組織強化	(1) 団体の組織強化への取組が明確になっているか (2) 必要な資源(人・モノ・情報)の確保に向けた方針や、計画が明確であるか	5点
⑤実現性	(1) 新規事業に対する3年後の目標が明確となっているか (2) 新規事業の3か年計画ができているか	5点
点数合計(30点満点)		

(4) 地域別まちづくり部門

審査項目	審査基準	
①趣旨	(1) 不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものか。 (2) 「地域の将来像」実現に向けた、地域の特色を活かした事業であるか	5点 ×2
②地域住民の参画	(1) 地域住民の参画が得られるか。 (地区においても承諾・協力をえられるか)	5点
③市民の交流促進	(1) 市民の交流促進が図られるか。	5点
	(2) 他の市民や地域への波及効果(広がり)があるか。	5点
④継続性	(1) 具体的な成果が望め、今後のまちづくり事業への展開(2年目、3年目)につながるか。	5点
	(2) 事業・予算の計画に無理がなく実現可能か。	5点
⑤自立性	(1) 補助金だけに頼らず、自立へ向けた取り組みがなされているか	5点
点数合計(40点満点)		